

社会福祉法人えびの市社会福祉協議会指定居宅介護・指定重度訪問介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人えびの市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

（指定居宅介護等の基本取扱方針）

第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等（指定居宅介護及び指定重度訪問介護をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（指定居宅介護等の具体的取扱方針）

第3条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

（提供拒否の禁止）

第4条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

（心身の状況等の把握）

第5条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携）

第6条 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め

るものとする。

- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業所の名称及び所在地)

第8条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人えびの市社会福祉協議会

(2) 所在地 えびの市大字栗下 67 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第9条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 訪問介護主任（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名程度（常勤）

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 従業者 20名程度（非常勤）

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（常勤兼務）

事務職員は、必要な事務処理に当たる。

(営業日及び営業時間)

第10条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) サービス提供

毎日、月曜日から日曜日の6時から午後10時までとする。

(2) 窓口受付時間

月曜日から金曜日まで毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までは除く。

(指定居宅介護等の内容)

第11条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする

- (1) 居宅介護計画
- (2) 身体介護（ただし、ヘルパー自ら運転を行う通院介助を除く）
- (3) 家事援助（ただし、ヘルパー自ら運転を行う通院介助を除く）
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護
- (6) 移動支援

（利用者から受領する費用の額）

第 1 2 条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第 2 9 条第 3 項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度に基づき、第 1 項に定める利用負担額を減額することができるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 3 条 通常の事業の実施地域は、えびの市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 1 4 条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第 1 5 条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第 1 0 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第 1 6 条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供するものとする。

3 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（秘密の保持）

第 1 7 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員全員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他)

第 22 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人えびの市社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

2 事業所は、適切な指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の第 19 条第 1 項、第 20 条第 2 項の「を講じるもの」は令和 6 年 3 月 31 日までは「に努めるもの」に読み替える。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。